

## 水道料金及び下水道使用料の改定素案について

### 1 料金改定の必要性

本市の上下水道事業を取り巻く環境は、節水型社会の更なる進行や給水人口の減少に伴う水道料金収入及び下水道使用料収入（以下「料金収入」といいます。）の減少、老朽施設の増加、自然災害の頻発化・激甚化など厳しさを増しています。

こうした厳しい環境の中、本年9月に公表した呉市上下水道ビジョン2024～2033（以下「呉市上下水道ビジョン」といいます。）の素案では、「次世代につなぐ 信頼ある上下水道～呉のみずを守り抜く～」という本市上下水道事業の基本理念を実現するため、経費節減の取組を推進するとともに、老朽化した上下水道施設の更新や災害対策の強化などの取組を着実にを行い、今後も安全で安心な上下水道サービスを安定的に提供できるよう全力を尽くしていくことを掲げています。

呉市上下水道ビジョンを実行可能な経営計画とする上で、上下水道事業の財政状況は、料金収入が減少傾向にある一方で、施設の老朽化対策や危機管理対策など、安全・安心な上下水道を維持していくための投資は必要不可欠であり、今後も厳しい経営環境が続くものと見込んでいます。これまで、業務執行体制の見直しや施設のダウンサイジング、官民連携など経費の削減に取り組み、今後も広島県水道広域連合企業団宮原浄水施設と呉市宮原浄水施設の統合や吉浦低区配水池の最適化などにより経営の効率化に取り組んでいきますが、令和6年度から令和15年度までの財政見通しにおいて、上述の上下水道事業を取り巻く厳しい環境により、水道事業、下水道事業ともに計画初年度の令和6年度から純損失を計上し、令和6年度から令和10年度までの5年間で累積収支不足額が発生する見込みです。

今後も安定的に事業を運営していくためには、累積収支不足額を解消するとともに、一定の使用可能な資金残高の確保や老朽化した施設の更新工事の財源の過度な企業債への依存を抑制することも必要となります。

なお、老朽化した上下水道施設を着実に更新していくためには、国庫補助金を引き続き活用することが不可欠です。国庫補助金の財政支援を受けるための採択要件として、「経営戦略」（本市では呉市上下水道ビジョンが経営戦略に該当します。）の策定が必須であるとともに、水道事業では水道メータ口径13ミリメートルの10立方メートル当たりの料金が全国平均以上であること、下水道事業では経費回収率の向上の取組及び実施時期を示す必要がありますので、料金改定により、令和6年度以降も引き続き国庫補助金の採択要件を満たすことが必要です。

このため、今回、次の料金改定素案による水道料金及び下水道使用料の額の改定（以下「料金改定」といいます。）が必要と考えています。

### 2 料金改定素案の内容

#### (1) 料金改定の対象

水道料金、下水道使用料（現在の集落排水使用料（令和6年4月1日から下水道使用料に変更）を含みます。）

#### (2) 料金改定予定日

令和6年4月1日 ※料金算定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

(3) 料金改定率（水道料金：6.6パーセント，下水道使用料：6.2パーセント）

料金改定率は，増額すべき料金収入の合計額（【A+B+C】）を，料金収入のうち改定後の料金算定期間分（【D】）で除した率となります。この改定率は，呉市上下水道ビジョンに記載してある経費節減の取組を実施することによる料金抑制の効果を反映しています。

※水道料金：戸坂取水場の廃止，配水池・ポンプ所の廃止及び規模縮小などにより，改定率を15.4パーセント抑制

※下水道使用料：管路屈曲部におけるマンホール設置の省略，機器更新時の機種選定の工夫などにより，改定率を3.2パーセント抑制

○増額すべき料金収入の考え方

ア 水道事業

- ・収益的収支における令和6年度から令和10年度までの累積収支不足額（8億8,100万円）の解消に必要な額（【A】）
- ・令和10年度末時点の使用可能な資金残高の目標額（10億円）及び企業債残高の目標額（195億円）の達成に必要な額（【B】）（【C】）
- ※令和10年度末の使用可能な資金残高は，累積収支不足額を解消すれば目標額（10億円）を僅かながら超えることとなります。

イ 下水道事業（公共下水道事業及び集落排水事業）

- ・公共下水道事業の収益的収支における令和6年度から令和10年度までの累積収支不足額（7億3,700万円）の解消に必要な額（【A】）
- ・公共下水道事業の令和10年度末時点の使用可能な資金残高の目標額（4億円）の達成に必要な額（【B】）

料金改定の目的

○収益的収支（R6～R10の5年間）（百万円）

区分	水道	公共下水道
①収益的収入	26,894	34,913
料金収入	22,866	19,223
うち料金算定期間分【D】	<b>21,893</b>	<b>18,404</b>
一般会計繰入金	233	8,457
長期前受金戻入	1,397	6,352
その他	2,398	881
②収益的支出	27,775	35,650
人件費	3,045	1,534
維持管理費	13,694	14,635
減価償却費・資産減耗費	10,084	16,803
その他	952	2,678
①－②累積収支不足額	△ 881	△ 737
増額すべき料金収入【A】	<b>881</b>	<b>737</b>

○使用可能な資金残高（百万円）

区分	水道	公共下水道
[参考] 令和5年度末見込	1,101	103
⑤令和10年度末見込（※）	1,033	△ 9
⑥令和10年度末目標	1,000	400
⑥－⑤目標との差額 ⇒増額すべき料金収入【B】	<b>△ 33</b>	<b>409</b>

※⑤は収益的収支の累積収支不足額解消後の金額

○企業債残高（百万円）

区分	水道	公共下水道
[参考] 令和5年度末見込	17,328	35,429
③令和10年度末見込	20,091	33,135
④令和10年度末目標	19,500	33,135
③－④目標との差額 ⇒増額すべき料金収入【C】	<b>591</b>	<b>0</b>

料金改定率

○水道料金（百万円）

【A+B+C】増額すべき料金収入	
881 + △ 33 + 591	= 6.6%
21,893	
【D】料金収入のうち料金算定期間分	

○下水道使用料（百万円）

【A+B+C】増額すべき料金収入	
737 + 409 + 0	= 6.2%
18,404	
【D】料金収入のうち料金算定期間分	

【D】は，令和6年度は料金改定が反映しない期間が2.5か月あるため，料金改定が反映される4年と9.5か月分の収入合計額としています。

※下水道事業に対する一般会計からの繰入金のうち高資本費対策補助金（※1）については、本市は令和5年度から繰入れの条件（供用開始後30年未満）を満たさなくなったため、令和5年度は繰入れを行っていませんが、令和6年度から本市の独自施策として収益的収入に繰入れを行います。

※本市の独自施策として行う繰入れについては、呉市上下水道ビジョン計画期間中の時限的な措置とします。

（※1）高資本費対策補助金：減価償却費等の資本費が割高となっている事業について、資本費の一部に対して一定の基準に基づき繰り入れるもの

### 3 料金表の改定方針

今回の料金改定では、全ての水量区画の料金を平均改定率の割合で増額するのではなく、基本水量制の廃止に係る激変緩和措置として平成26年度から継続してきた1か月当たり10立方メートルまでの低額料金帯を一定程度引き上げるとともに、一方で、本市の上下水道料金は、1か月当たり20立方メートル使用時の料金が10立方メートル使用時の料金の2倍を大きく上回っていることから、全体のバランスに配慮した改定とします。

### 4 今後の予定

#### (1) 令和5年12月定例会

呉市水道事業給水条例（昭和35年呉市条例第10号）及び呉市下水道条例（昭和37年呉市条例第24号）の一部改正（令和6年4月1日施行予定）に係る議案（以下「料金改定議案」といいます。）の提出

#### (2) 市民への周知

料金改定議案を議決いただいた後、料金改定の内容について、市政だより、市・上下水道局ホームページ等で分かりやすく説明します。

#### (3) 呉市上下水道ビジョンへの反映

料金改定議案を議決いただいた後、呉市上下水道ビジョンに、料金改定の内容を反映します。